

新潟市認可外保育施設補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、認可外保育施設に入所している児童の処遇の向上を図るため、認可外保育施設に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この補助金の対象施設は、本市に所在し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び第35条第4項の認可を受けていない保育施設（以下、「認可外保育施設」という。）であって、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 本市に在住し、かつ子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に該当する保護者の児童を5人以上保育していること。
- (2) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）の認可外保育施設指導監督基準に適合していること。
- (3) 施設の開所時間が1日8時間以上であること。
- (4) 施設開設の届出後、事業実績が2年以上あること。
- (5) その他市長が認めたもの。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、その総額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする施設の設置者は、別に定める認可外保育施設現況調書及び別紙様式1による補助金交付申請を市長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、申請内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、別記様式2による「補助金交付（不交付）決定通知書」により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更しようとする場合には、別記様式3による「補助金変更交付申請書」をすみやかに市長に提出しその承認を得なければならない。

2 市長は、前項に定める変更交付の申請を受けたときは、申請内容を審査し、適正と認められるときは交付額の変更を決定し、別記様式4による「補助金変更交付決定通知書」により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第7条 補助金の支払いは、第5条に定める補助金の交付を決定したときは、概算払いができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業を行う者は、当該年度終了後、すみやかに別紙様式5による補助金実績報告書を市長あてに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該実績報告書を審査し、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、別記様式6による「補助金確定通知書」により、当該補助事業者に通知し、補助金を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる要綱は廃止する。

- ・ 新潟市地域保育所運営費補助金交付要綱
- ・ 新潟市家庭保育室運営費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

1 施設割	1 施設当たり 年額 100,000 円
2 職員割	1 0 月 1 日現在在籍する常勤職員 (1 日 6 時間以上かつ月 2 0 日以上勤務する職員) 園長・有資格保育士 1 人当たり 年額 58,300 円 無資格保育者・調理員 1 人当たり 年額 46,600 円 (ただし、入所児童のうち市民で保育に欠ける児童数が 5 0 % 未満の場合は、職員割を補助単価の 5 0 % の額とする。)
3 児童割	1 0 月 1 日現在在籍する市民で保育に欠ける児童 3 歳未満児 1 人当たり 年額 36,000 円 3 歳以上児 1 人当たり 年額 24,000 円
4 ぎょう虫卵 検査費加算	1 0 月 1 日現在在籍する市民で保育に欠ける児童 検査した児童 1 人当たり 実費
5 乳児保育加算	1 0 月 1 日現在在籍する市民で保育に欠ける児童 0 歳児 1 人当たり 年額 61,000 円加算
6 延長保育加算	補助基準月（1 0 月）において次の要件に適合する施設 (1)概ね午後 7 時を超えて、市民で保育に欠ける児童を保育する (昼間開所していない夜間保育施設は除く) 児童数 1 日平均 1 ～ 5 人 1 施設年額 50,000 円加算 児童数 1 日平均 6 人以上 1 施設年額 100,000 円加算 (2)概ね午後 10 時を超えて、市民で保育に欠ける児童を保育する (昼間開所していない夜間保育施設を含む) 児童数 1 日平均 1 ～ 5 人 1 施設年額 50,000 円加算 児童数 1 日平均 6 人以上 1 施設年額 100,000 円加算
7 障がい児保育加算	1 0 月 1 日現在在籍する市民で保育に欠ける児童のうち、市が補助 対象として認めた児童 障がい児 1 人当たり 年額 56,000 円加算

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

施 設 名

設置者名

印

年度新潟市認可外保育施設補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了年月日
- 4 交 付 申 請 額
- 5 添 付 書 類
- 6 情報の公表の内容，方法及び時期

別記様式2（第5条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住 所

施 設 名

設置者名

印

年度新潟市認可外保育施設補助金変更交付申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更交付申請額
既交付決定額
差 引 申 請 額
- 3 変 更 理 由
- 4 添 付 書 類

別記様式4（第6条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市認可外保育施設補助金については、年 月 日付け変更交付申請により、下記のとおり変更したので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額

別記様式5（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住 所

施 設 名

設置者名

印

年度新潟市認可外保育施設補助金実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 情報の公表の状況
- 6 添 付 書 類

別記様式6（第9条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市認可外保育施設補助金
について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市認可外保育施設補助金交付
要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額

子ども・子育て支援法施行規則第1条

子ども・子育て支援法（以下「法」という）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
- 7 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校 その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15号の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

8 次のいずれかに該当すること

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

9 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設を引き続き利用することが必要であると認められること。

10 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長村が認める事由に該当すること。

「認可外保育施設指導監督基準」(抜粋)

1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間については、概ね児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

児童福祉施設最低基準第33条第2項

保育士の数は、乳児概ね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児概ね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。

- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設にあつては1人)以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。

2 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋のほか調理室及び便所があること。
(2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
(3) 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。
(4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。
(5) 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。便所の数は、概ね幼児20人につき1以上であること。

3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
なお、保育室を2階に設ける建物が認可外保育施設指導監督基準4(1)のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、前項に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。